

公 告

令和8年(2026年)5月15日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	3-25
(2) 件 名	真庭市ドローン運用マニュアル作成支援及び検証飛行業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月19日
(5) 業務概要	災害時に孤立集落が発生した際、迅速に支援が行えるよう「真庭市ドローン運用マニュアル」を作成するとともに、適切な活用のための検証飛行を実施するもの。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(調査・研究)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月29日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、危機管理課【TEL】0867-42-1126へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月21日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	危機管理課 【メール】kikikanri@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月29日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、危機管理課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月29日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月29日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市危機管理課

TEL 0867-42-1126 / FAX 0867-42-1119

真庭市ドローン運用マニュアル作成支援及び検証飛行業務仕様書

1 業務名

真庭市ドローン運用マニュアル作成支援及び検証飛行業務

2 業務の目的

本業務は、真庭市（以下「甲」という。）において災害時に孤立集落が発生した際、迅速に支援が行えるよう「真庭市ドローン運用マニュアル」を作成するとともに、適切な活用のための検証飛行を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

4 業務内容

(1)【「真庭市ドローン運用マニュアル」作成支援】

受託者（以下「乙」という。）は、真庭市ドローン運用マニュアルの作成を行う上で、平時の運用及び災害時の運用について、マニュアル（案）を提案し、甲へ説明を行うこととする。

甲は提案されたマニュアル（案）を元に体裁を整え、乙の指導、助言を受けながら真庭市ドローン運用マニュアルを作成する。

(2)【ドローンを活用した物資輸送訓練の実施】

乙は甲と協力し、作成した真庭市ドローン運用マニュアルに沿った物資輸送訓練を実施する。

- ・実施回数：1回（2往復）
- ・実施場所（発注時点案）：津田コミュニティハウス（真庭市旦土 635 番地 3）

旧上田小学校グラウンド(真庭市田原山上 2138 番地) 間

①ドローンを活用した物資輸送訓練に係る実施体制の整備

- ア 飛行許可・承認の申請等ドローン運航に必要な手続きや連絡
- イ ドローン運航に係る電波環境の調査（複数キャリアでの調査を実施）
- ウ ドローン運航に係る通信手段の確保
- エ ドローン運航に係る事前の住民説明
- オ ドローン運航時の現地対応

②ドローンを活用した物資輸送訓練に係るドローンの運航

- ア 大型ドローンの運航による物資輸送（往路及び復路）

イ 上記ドローンの運航に係る飛行統制所の設置及び運営

ウ 上記ドローンの運航に係る飛行統制所と真庭市役所等との間の通信手段の確保

③ドローンを活用した物資輸送訓練に係る安全の確保

ア ドローンの運航に従事する要員は、実施する無人航空機の飛行のカテゴリーに拘わらず常時2名以上とし、必要に応じて安全係等を配備すること。

イ 万が一の場合に備えて、対人・対物の保険に加入すること。

(3)【ドローンを活用した物資輸送訓練の実施結果報告】

作成した真庭市ドローン運用マニュアルの実用性について検証し、課題及び改善点を真庭市へ報告する。

5 再委託

本業務の全部又は一部を第三者（以下「丙」という。）に再委託しようとするときは、事前に甲から同意を得るものとする。また、再委託にあたっては、乙は丙に対して本仕様書の定めを遵守させるものとする。再委託の結果、甲に損害を及ぼした場合は、乙は甲に対し全ての損害賠償責任を負うものとする。

6 提出書類

乙は、本業務の契約締結後、速やかに甲と打合せを行い、下記の書類を甲に提出し、承認を得ること。また、これを変更する場合も同様とする。提出部数は各1部とする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度甲の承認を受けなければならない。

(1) 入札時

見積内訳の分かる資料

(2) 着手時

ア 業務計画書

イ 本業務に係るドローン操縦資格及び機体性能並びに無線従事者免許等関係書類の写し

ウ 業務着手届

(3) 「真庭市ドローン運用マニュアル」作成支援時

「真庭市ドローン運用マニュアル（案）」

(4) ドローン運航時

飛行計画書

(5) 完了時

業務完了届

7 納品物

乙は、本業務の完了後、実施結果報告書を提出すること。

(1) 内容

作成したドローン運用マニュアルの実用性についての検証結果、課題及び改善点

(2) 形式

印刷物一式とともに、記録写真、業務成果報告一式を電子データでも提出すること。

8 費用等の負担

(1) 本業務の実施に必要な損害賠償保険及び機体保険料は乙の負担とする。

(2) 業務に伴う新たに発生した経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として乙の負担とする。

(3) 本業務の遂行上必要となる機材・資料等は原則として乙が用意するものとするが、甲が所有し本業務に利用できる機材等は、甲が乙に貸与する場合がある。

9 法令等の遵守

乙は、業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守するものとする

10 事故等の報告義務

本業務の遂行上、事故等が発生した場合、または契約の履行に支障を生じ、もしくは支障を生ずる恐れがあると認められる場合は、遅滞なく甲にその状況等を連絡するとともに、書面により速やかに報告しなければならない。

11 損害賠償責任

本業務の遂行に際し、故意または過失により損害を与えた場合、乙は当該損害を賠償するものとする。

12 その他留意事項

(1) 本業務は、真庭市業務委託契約約款に基づき契約を履行する。

(2) 乙は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行すること。

(3) 乙は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、甲と綿密な連絡調整を図り業務を遂行すること。

- (4) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務委託により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めてすべて甲に帰属するものとし、甲の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (6) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲と協議のうえ定めるものとする。

1.3 協議

仕様書に明記のない事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく甲と協議のうえ決定するものとする。